

平成26年山武市教育委員会第1回定例会会議録

1. 期 日 平成26年1月15日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時28分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 高橋 尚子
委 員 京相 光徳
委 員 小野崎 一男
委 員 嘉瀬 尚男
教育長 金田 重興
5. 欠席委員 なし
6. 議場に出席した職員の職及び氏名
教育総務課長 小川 宏治
学校教育課長 鵜澤 政仁
学校教育課指導室長 齊田 謙一
生涯学習課長 土井 紀子
スポーツ振興課長 川島 勝喜
公民館長 市原 修
文化会館長 江澤 正
図書館長 宮負 勲
さんぶの森公園管理事務所長 齊藤 榮一
子育て支援課長 田上 和弘

事務局
教育総務課総務企画係長 秋葉 一徳
教育総務課総務企画係 篠原 正洋

開会 委員長が挨拶し午後1時28分開会を宣する。

※各委員より 年頭所感の挨拶

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、京相委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

平成25年第12回定例教育委員会の会議録を全員異議なく承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、12月19日から1月15日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

12月19日 平成26年度当初予算の概要について議会に対し説明を行った。その後、1月7日に市長に対し説明し、1月21日にも議会に対し説明する予定になっている。

24日 学校のあり方検討委員会について、毎回の協議だけでは不十分なところがあるため、今関委員長と事前の調整会議を行った。1月10日には松尾・蓮沼地域の委員による事務局を交えた話し合いが行われ、1月21日の議会全員協議会の後に議会に対し中間報告として説明を行う予定である。

25日 園長会議を行った。9月から12月を振り返ってというタイトルで、今後、指導案に基づいた保育を行っていかうということで、本日の保育参観につながっている。

同日、千教組の山武市の組合から、年度末人事についての要望を受けている。

1月 7日 年度末教職員人事に向けた校長面接を行った。

委員長：協議第1号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」、協議第5号「山武市教育行政における協議・検討事項について」は公開に適さない事項であり、協議第2号「山武市社会教育委員に関する条例等の改正内容について」、協議第4号「山武市住民基本台帳カードと図書館利用カードのワンカード化に伴う条例等の改正内容について」は議会の提出前であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。

(「異議なし」の声)

日程第4 ○議決事項

議案第1号 山武市立小学校及び中学校就学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長：この規則の改正については、前回の定例会で協議をしていただいたが、現在、山武西小学校区の児童が山武中と山武南中へ行くようになっているが、実態としては山武南中へ行く児童がほとんどであることから改正するものである。改正内容は別表第2中の山武中と山武南中の就学区域を小学校区単位とし、山武中については、睦岡小学校区と山武北小学校区。山武南中については、日向小学校区、山武西小学校区に改めるものである。この規則は平成26年4月1日

から施行する。経過措置としてこの規則の施行日前において、山武中に就学している生徒(現在通っている生徒)の就学区域については、なお従前の例によることとしていることから、改めて区域外就学の申請をしていただく必要はないということである。

※原案のとおり可決。

議案第2号 山武市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長：この規則の改正については、介助員という名称がいろいろな意味で現在とそぐわないことから、幅広い学校生活支援の見地から支援員という名称に改正するものである。改正内容は別表第1中の介助員を支援員に改めるもので、規則の施行日については、平成26年4月1日から施行するものである。

※原案のとおり可決。

議案第3号 山武市非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長：この規則の改正については、より優れた人材を確保するために、少人数指導講師の1時間あたりの報酬額を増額するものである。改正内容は、別表第1中の報酬額、日給8,000円時間給1,032円を、日給9,300円時間給1,200円に改めるものである。規則の施行日については、平成26年4月1日から施行するものである。

※原案のとおり可決。

議案第4号 さんむスプリングフェスタ実行委員会補助金交付要綱の制定について

生涯学習課長：さんむスプリングフェスタ実行委員会への補助金については、12月の議会で補正予算として計上している。この補助金を交付するにあたり、市の補助金等交付規則で補助金要綱を定めることとなっていることから、今回この補助金交付要綱を制定するものである。この規則の施行日は交付の日としている。(以下、資料に基づき補助金交付要綱の内容を説明。)

嘉瀬委員：この補助金交付要綱の内容について意見はないが、山武市補助金等交付規則の内容が知りたいので、後で資料としていただきたい。

※原案のとおり可決。

日程第5 ○協議事項

協議第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：新規3世帯5名について説明。

※3世帯5名について認定。

協議第2号 山武市社会教育委員に関する条例等の改正内容について

生涯学習課長：今回協議いただくのは、①山武市社会教育委員に関する条例の改正案と②山武市社会教育委員会議規則の改正案である。今後の改正スケジュールとしては、第2回教育委員会定例会に①②の改正案を議案として提出し、①の条例改正については、山武市議会第1回定例会に議案として提出することとしている。提案理由としては、1つ目として第3次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)の成立に伴い、社会教育委員の資格要件が条例委任され、委員の委嘱基準等について地方公共団体の条例で定めることになったことから、文部科学省令で定める基準を参酌して、山武市社会教育委員に関する条例に委嘱基準の条項を追加しようとするもの。2つ目としては山武市社会教育委員に関する条例に委嘱基準の条項が追加されることに伴い、山武市社会教育委員会議規則の条文の一部を改正しようとするもの。3つ目に山武市社会教育委員に関する条例並びに山武市社会教育委員会議規則の一部改正の内容について協議、検討を求めるものである。(以下、資料に基づき、山武市社会教育委員に関する条例並びに山武市社会教育委員会議規則の改正内容について説明。)条例及び規則の施行日については、平成26年4月1日の施行を予定している。

※原案のとおり了承。

協議第3号 山武市公共施設予約システム導入に伴う規則の制定及び改正等について

※提案内容：①山武市教育委員会が管理するスポーツ施設の管理に関する規則の制定について

スポーツ振興課長：山武市公共施設予約システムの導入に伴い、個々に制定されている管理規則を一元化することに伴い協議をいただくものである。まず、提案内容の①山武市教育委員会が管理するスポーツ施設の管理に関する規則の制定については、個々のスポーツ関連施設の規則を一つにまとめるものである。(以下、当日配布資料に基づき、規則の制定内容について説明。)主な改正内容として第2条では、現在の使用の申請方法については、施設を使用しようとする者が居住又は勤務をする者であるときは、使用する日の3か月前から3日前まで。また、その他のときとして、

使用する日の2か月前から3日前としている。この規定をシステムの導入に伴い、①スポーツ施設をしようとする者が山武市に居住又は勤務をする者であるときは、使用日の属する月の3か月前の1日から使用日の3日前まで。②スポーツ施設を使用しようとする者が市内の宿泊スポーツ施設を利用する団体であり、かつ、当該宿泊スポーツ施設が代理で申請を行うときは、使用日の属する月の3か月前の月の15日から使用日の3日前までとしている。

これについては、前回の定例会で進捗状況として申請は2か月前と報告したが、先日、民宿組合の方々へシステムを利用するにあたり、操作方法や申請の内容等について説明させていただいた。その中で当初事務局としては2か月前からの受け付けでいいのではということ、民宿組合の方々との協議したところ、このシステムで予約した場合に実際に予約がいつ確定するか試算すると、最大で40日前でなければ予約が確定しないことになってしまうというような意見があり、民宿組合としては3か月前であれば70日位の期間がとれるので、そのように検討していただきたいということから、当初の2か月前から3か月前に変更させていただいた。市外の方々(一般)については、従前と同じく1か月前の1日から使用日の3日前までとしている。

第4条では新たに使用許可の変更等の条項を追加させていただいた。現在は変更受付の規定はなく、基本的に自己都合による変更は受け付けず、雨天等で使用ができなかったときのみ振替処理を行っている。さんぶの森の施設(さんぶの森ふれあい公園、さんぶの森中央体育館、さんぶの森武道場、さんぶの森野球場、日向の森野球場、さんぶの森多目的広場)については、変更受付の例規はあるが期限についての定めがなく3日前でも変更の受け付けを行っている。これらを考慮し統一して第11条で新たに使用料の還付の条項を追加させていただいた。使用料の還付については、1か月前までならば変更取り消しを受け付け、取り消しの場合は全額を還付する。使用日の7日前までの変更取り消しを受け付け、取り消しの場合は半額を還付することとしている。

第9条の使用料の減免では、第1号の使用料の全額を免除する場合の条件として、身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びそれらの介護人が個人で使用する場合を追加した。また、第2号では使用料の2分の1減免として、身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びそれらの介護人が過半数を占める団体が使用する場合を追加した。規則変更の主なものは以上である。

また、規則の変更や施設の利用については、民宿業者から申し出があった要望がある。まず、平成23年12月の定例会で市の復興に向けた取り組みということで、平成24年4月から平成26年3月までの2年間、市内と同じ3か月前の受け付けとして、

蓮沼スポプラ、蓮沼野球場、さんむの森野球場の3施設に限り、毎月1回の土日を市民の方々と同じ受け付けにさせていただきたい旨の要望が出されており、教育委員会としては復興支援のために許可している。これについては平成26年3月までとなっていることから、打ち合わせ会議の中で確認を行った。事務局としては、今回のシステム導入に伴い、他の施設も2週間のタイムラグはあるが、一般の方々と同じく空いている限り利用が可能になるということで、これらについては今年の3月までということを確認していただいた。それから、スポーツ施設の休館日の利用についてということで、夏休み期間中の月曜日(休館日)に蓮沼スポーツプラザアリーナを開放していただきたいという要望が出されていた。これらについても、さんぶの森中央体育館等々も使えるようになったことから、予約システムで予約ができるようになった中で、一般の方々と同じような取扱いでよろしいか伺ったところ、これについても承諾していただいた。また、昨年6月に観光協会から、受け付けを市民が3か月、市内業者が2か月、市外が2か月という要望が出ていたが、これは今回のシステム導入にあたり、一般市民の方は3か月前の1日から、市内の民宿業者の方々は3か月前の15日から3日前まで受け付けが出来るという、14日の差をつけたことで了承したので、それで結構であるという回答をいただいている。その際に、使用料金の問題の話になり、今までは民宿を利用したお客様は市外料金ということで、料金をいただいていた。例えば、松尾運動公園野球場だと市外料金ということで、1時間あたり1,680円をいただいていた。しかし、今回システムを導入することで、市外の方々にはパスワードが交付されず、必ず窓口に来て申請する以外には施設を予約することができない。そうすると民宿業者の方々は市内で営業として行うのであれば、それに対してパスワードを交付して、民宿の登録をしていただければ、自宅からインターネットを通じで予約ができる形になるが、市外の方と営利を目的とする方の見分けがつかなくなるということが生じてくるため、出来ることなら営利を目的とした料金設定で利用していただきたいと、業者の方には提示した。利用料金についてはなるべく上げてもらいたくないということであったが、受付期間を延長し3か月前からにさせていただけるのであれば、営業を目的とする料金でもやむを得ないのではという声もでていた。この使用料金についてもご意見をいただきたい。

委員長：民宿業者数はどれくらいか。

スポーツ振興課長：昨年12月に組合が設立され現在20業者である。

京相委員：使用許可の変更等の従来の記載内容は、資料のとおり変更を受け付けることになるのか。例えば、多目的広場の使用が当日の天候により、使用できるか分からないようなときでも変更できるということか。

スポーツ振興課長：そのとおりである。

京相委員：その場合の使用料はどのようになるのか(当日の変更も含めて)。

スポーツ振興課長：返還することになる。

さんぶの森公園管理事務所長：自己都合はだめだが天候等であれば還付する。

京相委員：使用料金について、例えば野球場でもさんぶの森と松尾運動公園野球場の金額が違うが、これは施設の関係なのか。

スポーツ振興課長：施設設備の違いや合併前の旧町村時代の料金設定も考慮されている。

高橋委員：横芝光町と比べると高い感じがする。10円単位の端数があるのは何か理由があるのか。

スポーツ振興課長：消費税の関係である。

さんぶの森公園管理事務所長：3%の消費税が内税となっている。消費税については、来年度に税率が変わるが、その後に10%になる予定もあるので、その頃に変えようかという話をしている。

スポーツ振興課長：横芝光町の料金と比べると、松尾運動公園野球場と成東総合公園野球場は高くなっているが、他の蓮沼野球場、さんぶの森野球場、日向の森野球場についてはほぼ同額である。横芝光町の町外一般料金を見ると、町内一般料金の3倍となっており、市の料金は営利を目的とした料金設定で約3倍である。比べるとどうしても、松尾と成東の野球場の料金設定が高いが、他の施設については、だいたい横芝光町と同じような、市内の一般の方々の料金の3倍と差ほど変わらない状況になっている。

委員長：消費税の税率が10%になるのは確実のようだが、その時に見直しを行うのか。

スポーツ振興課長：それについては、今後、教育委員会へお諮りして検討いただくことになると思う。

小野崎委員：いろんな団体を想定して考えると、料金区分の3番目の営利を目的とする場合や入場料を徴収する場合というのは、興行主があつてやる場合には理解できるが、仮に1つの例として、宗教法人が営利でもなく入場料も徴収せず、人を集めて使用した場合は、2番目の料金区分になるのか。

スポーツ振興課長：そのとおりである。

小野崎委員：そういうように考えると、民宿業者が使うというのは、学生や社会人がメインであり、それを3番目に当てはめなくともいいのでは。2番目に当てはめてもいいと思う。

スポーツ振興課長：そうなるとシステムの関係で、2番目の区分は市外の方になるが、パスワードの登録ができず1か月前の予約でしかできないこととなる。3番目の区分の営利を目的とした料金を支払うための対価としては、市民の方々が3か月前の1日、民宿業者の方は3か月前の15日から3日前までとなっており、市外の方より2か月早く予約できるという利点がある。そういうことから、営利を目的とした料金設定で

お支払いただけないかという考えである。もし、2番目の区分でもいいということであれば、早めに3か月前にとれるということまでは考えなくてもいいのではと思っている。

京相委員：話を戻してしまうが、今の話で宗教団体とかあるいは特定の政党などへ、公的な施設を貸すことができるのか。

スポーツ振興課長：貸すことはできる。

教育総務課長：原則、貸すことはできる。ただ、政治団体が政治活動のために使うとか、宗教団体が宗教の布教のために使うという場合は、内容により貸し出し出来ないこともある。微妙ではあるが一概に全部だめということにはならない。申請内容に基づいた判断が必要である。

小野崎委員：民宿に学生が合宿にきていて施設を使いたいというときに、高い料金をとってしまったらかわいそうではと思う。

嘉瀬委員：学生の合宿は宿泊施設に申し込み、宿泊施設側が市の施設を予約する訳なので、顧客の学生が支払う料金はこの料金でなくともよく、ようは利益を出す宿泊施設側の競争であると思う。一般の市外料金と同じにしてお客を呼び、支払うのは宿泊施設が払い、学生が直接負担するかどうかは宿泊施設側がどういう営業を行うかということなので、それで高いと思う学生たちはおそらくそこには宿泊しない。ということから、宿泊施設側としては競争の中で同じ料金設定をすることは限らないので、そこまで考えなくともいいのではと思う。

小野崎委員：違った見方をすれば、料金設定によって市内に来る方が増えるかもしれない。今の話では逆に市に来なくなってしまうかもしれない。

嘉瀬委員：お客を呼ばなければいけない立場の人は、そこをきちんとやるべきであって、営業努力をするべきである。ここで料金に差をつける必要はないと思う。

子育て支援課長：目的と受益者負担ということが問題になるが、何を目的にその施設が設置されたかというのが、今の話の課題となっている。基本的には市が設置した施設は市民のための施設として行うということの中では、若干負担していただいて活動してもらおうという、ペナルティ的なものもつけてもいいのではという方向で進んでいるのだと思う。

委員長：料金が妥当かどうかの比較資料が横芝光町だけなので何とも言えないが、この料金を算定した根拠があると思う。論議としてそれが妥当かどうかということになると思うが。

スポーツ振興課長：横芝光町との料金の比較はしなくてもいいと思う。実際に営利を目的としている料金とそれが施設によっては設備のいい施設はそれだけ高いし、あまり設備の整っていない施設については、料金設定を下げているところがある。そういった中で確認していただきたいのは、野球場に特化した場合に日向の森野球場、

さんぶの森野球場、蓮沼野球場の営利を目的とした料金と、横芝光町の町外の一般の方の料金とあまり差がないということで、資料提示させていただいたものである。

嘉瀬委員：規則第9条第2号のアで市内使用料(高校生以下)の2分の1と規定されているが、高校生以下という料金区分があつてその2分の1なのか、高校生以下だったら使用料料金が2分の1に減免されるのか。横芝光町の料金区分では高校生以下の区分があるが、市には高校生以下の料金区分がないようなので確認したい。

スポーツ振興課長：第9条は使用料の減免であり、第1号が全額減免するものでアからコまでである。第2号のアからオまでは、2分の1や4分の3の減免の規定を設けている。

嘉瀬委員：減免規定は分かっている。第2号のアは「山武市に在住する中学生以下の児童又は生徒のために結成されたスポーツ団体が練習活動で使用する」とあり、これは明らかに高校生以下ではないのか。高校生以下の料金区分がなければ、一般料金の2分の1ということか。

スポーツ振興課長：提示した資料には記載してはいないが高校生以下の料金区分はある。

嘉瀬委員：この場にある資料を基に検討するので資料として記載していただきたい。

スポーツ振興課長：方向性としては営業料金の方で設定させていただいてよろしいか。

小野崎委員：結果的には営利を目的とするところの区分で料金をとるということか。具体的に言うと民宿組合の方たちも、市内在住であれば申請してアクセスコードがもらえるのではないかと。もらえるのであれば、それで予約した場合は、料金区分の市内在住・在勤に該当するのか。

スポーツ振興課長：IDは業者として設定して交付するので一般市民とは異なる。また、民宿の方が個人で登録することも可能である。ただし、個人で予約し料金を支払いにきた場合や利用の状況を施設側で確認し、申請内容に虚偽があるようであればペナルティ(以後使用できないなど)を設けることを検討している。

小野崎委員：市の施設を活用していただくのだから、少し高くなるのはいいと思っている。ただ、一気に料金設定が3番目の項目になることが、せっかく頑張っているのではどうかと思う。

スポーツ振興課長：委任状が一番の問題であった。現在、市外の方々が利用するにあたって民宿を通してきた場合には、申請書に確かに市外の方からの申請であることの委任状を付けていただいて、市外料金ということで行っている。この委任状が取りづらいから撤廃して欲しいという話もあり、両方うまくいかないのか、いい方法としては営利を目的とした中で、1つ区切りをつけないとそれがうまく解決しないというような話はさせていただいている。

京相委員：今言われたようなことは、今後起こってくる可能性はないのか。

スポーツ振興課長：現在でも、実際に利用する方々が窓口に来ているので、ある程度大目にみながらやってきた経緯はある。トラブルの多くは業者を利用した方々とのト

ラブルが多く苦情も多い。

高橋委員：東金市の方が施設を使いたくて、山武市の人に申請してもらおうことがあると思うが、そういう場合は市内料金になるのか。

さんぶの森公園管理事務所長：使う人の割合で行っている。市外の方の割合が多ければ市外料金。申請者が市外の方でも、市内の方が多ければ市内料金である。

※提案内容：②山武市教育委員会が管理する公民館等施設の管理に関する規則の制定について

公民館長：提案内容の②山武市教育委員会が管理する公民館等施設の管理に関する規則の制定については、内容的には提案内容①のスポーツ施設と同様であり、公共施設予約システムが平成26年4月1日から稼働することに伴い、成東中央公民会館、蓮沼中央会館、松尾洗心館、農村環境改善センター、さんぶの森中央会館の各施設の管理運営規則及び使用料の減免に関する規則を廃止し、新たにこれら公民館等の施設の管理に関する規則を制定するものである。(以下、資料に基づき、規則の制定内容について説明。)主な改正点としては、受付期間が成東中央公民館のみ、使用しようとする日の6か月前から使用日の3日前までとなっているが、山武市に居住又は勤務をする者については、使用しようとする日の3か月前から3日前までとし、それ以外の者については、使用しようとする日の2か月前から3日前までに統一した。なお、導入する公共施設予約システムによる予約に際し、公民館等については抽選を行わない。使用許可の変更については、スポーツ施設と同様に、使用日の1か月前までに変更取消申請書を提出することに統一した。使用料の減免についても、スポーツ施設の減免規定と同様に項目を追加している。使用料の還付は、災害その他使用者の責めに帰することができない理由で、使用が不能になったとき、使用日の1か月前までに使用の取消しを申し出たときについては、使用料の全額を還付する。また、使用日の7日前までに使用の取消しを申し出たときについては、使用料の半額を還付することとした。施行日については、平成26年4月1日からを予定している。

京相委員：市外の方の申し込みでスポーツ施設は1か月前からだが、公民館等施設については、2か月前からとなっている。差をつけたのには何か理由があるのか。

公民館長：成東中央公民館のみ6か月前からとなっており、その他の施設については市外の方は2か月前からとなっていることから、全ての施設を2か月前に統一した。

高橋委員：様式についてだが、例えば2号様式の記入欄が非常に小さいが問題ないのか。

公民館長：システムから様式を打ち出したものであり、実際の使用には問題ない。

※提案内容：③山武市文化会館等条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

文化会館長：提案内容の③山武市文化会館等条例施行規則の一部を改正する規則の制定

については、改正点の1点目として、成東文化会館の付属設備の名称変更と新たに購入した映像設備について追加し、視聴覚室用の映写機についても追加する。また、照明設備のエフェクトマシーン、芯ナシマシン、先玉の3器具については、個々に料金設定をしているが、この3器具については一体として使用するものであることから、実態に合わせエフェクトマシーンに統合するものである。2点目としては、公共施設予約システムの導入に伴い、申請書等の様式を改正するものである。また、施行日については平成26年4月1日を予定している。

今回のシステム導入にあたり、運用面で他の施設と異なる点について説明させていただく。成東文化会館、さんぶの森文化ホールはインターネットでの部屋の空き状況は確認できるが、予約については従来どおり電話や窓口での受け付けとさせていただき予定で、インターネットでの予約は受け付けないこととしている。その理由としては、ホールに附帯する部屋に楽屋という部屋があり、ホールの予約がない場合には、楽器の練習や会議などで単独で使用している。しかし、この場合ホールの予約が後から入った場合には、ホールの使用を優先することの条件の中で利用いただいている。そういうことで利用者と話をしながら貸し出していることから、インターネットで予約されてしまうと、楽屋の予約が入った後にホールを使いたいというときに支障がでてしまう。このようなことから文化会館については、インターネット予約はしないということが、他の施設との違うところである。

委員長：提案内容の①から③について、スポーツ施設の料金については、はっきりしていないが、これについてはよろしいか。

高橋委員：一度やってみて無理があったら再度検討したらどうか。

※原案のとおり了承。

休憩 15:10から
15:20まで

協議第4号 山武市住民基本台帳カードと図書館利用カードのワンカード化に伴う条例等の改正内容について

図書館長：山武市住民基本台帳カードと図書館利用カードのワンカード化については、前回の定例会の報告事項で報告させていただいたが、ワンカード化するためには関係する条例と規則の改正が必要となるが、関係条例等の改正案が整ったことから今回検討をお願いするものである。提案内容は①山武市住民基本台帳カードの利用に関する条例の改正案と②山武市立図書館管理運営規則の改正案である。今後のスケ

ジュールとしては、教育委員会第2回定例会に山武市住民基本台帳カードの利用に関する条例並びに山武市立図書館管理運営規則の一部改正について議案提出し、山武市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正については、山武市議会第1回定例会において、市民部から議案の提出を行う予定となっている。(以下、資料を基に、山武市住民基本台帳カードの利用に関する条例並びに山武市立図書館管理運営規則の改正内容について説明。)

※原案のとおり了承。

協議第5号 山武市教育行政における協議・検討事項について

教育総務課長：山武市教育行政における協議・検討事項については、教育長からも教育委員会で協議する議論の場にしていきたいという話もあったが、取り組みの一端としてテーマを決めて、毎回話し合いができればということで、今回の協議第5号で提案させていただいた。今回は事務局の方で、就学区域についてというテーマで議論等いただければと考えている。その前に、学校のあり方検討委員会の進捗状況について追加報告させていただく。(以下、資料に基づき、成東地域の方向性等について報告。)

※協議内容：就学区域について

学校教育課長：学区外の学校に通っている児童生徒の状況について説明させていただく。(以下、資料に基づき、就学区域に関する就学の規定や就学承諾基準、区域外就学の状況等について説明。)

※本協議は継続審議。

日程第6 ○報告事項

報告第1号 文教厚生常任委員協議会報告について

教育部長：資料に基づき、12月19日の文教厚生常任協議会（平成26年度当初予算説明）の概要を報告。

報告第2号 平成25年度卒業式・平成26年度入学式の出席者について

学校教育課長：前回の定例会で教育委員の方々の出席者を決めていただき、教育委員の方々が出席できない学校については事務局で対応することで、その内容を一覧にしたのでお示しする。誤り等がなければこの一覧のとおりとさせていただく。なお、本日の資料としては用意していないが、平成26年度の教職員の合同着任式を4月2日(水)午後4時から場所は成東文化会館のぎくプラザを予定している。

報告第3号 平成25年度卒園式・26年度入園式の対応について

子育て支援課長：今年度末の卒園式と来年度の入園式の日程が決まったことから、各園への出席者についてご検討いただきたい。

※各委員の話し合いにより、卒園式と入園式の出席委員を決定。

報告第4号 第7回山武市民駅伝競走大会について

スポーツ振興課長：1月19日に開催する第7回山武市民駅伝競走大会について、資料に基づき大会の概要を説明。コースについては昨年と同様で支部対抗で行われるが、日向支部については2チーム出場するため14チームで行われる。

報告第5号 行事の共催・後援の承認について

教育総務課長：平成25年12月1日から12月31日までに承認した、1件の共催について報告。

報告第6号 2月の行事予定について

出席した各所属長から2月の行事予定について報告。

その他（発言順に大要を記載）

- さんぶの森公園管理事務所長：公園内のローラー滑り台設置の進捗状況を報告。
- 生涯学習課長：成人式について報告(参加者469名)。
- 学校教育課指導室長：山武市教育委員会ジャーナルの報告で「地域いじめ防止対策」策定の動きがある旨を報告。学力状況調査の結果公表については、県教委から公表についての意向調査が来ている。これについては、次回の定例会で意見をいただき集約し報告したいと考えている。その他の行事報告で1月21日に南会津市来庁とあるが、これは南会津市と交流学習をやっていたということで、具体的には緑海小との交流学習をどのように進めて行くかの話し合いが行われる予定である。
- 教育長：南会津市との小学校の交流の話があったが、日本ではなくスリランカとの交流ということで、昨年、市議会議員が大使級の方とともに市長へ訪問し、市長は前向きであった。その後、教育委員会へも来庁され小学校レベルでの交流をしていただければありがたい旨の話があった。同時に山武地区には非常に多くのスリランカ人が多く、交流の一環として市のロードレース大会にも参加したという申し出があった。しかし、昨年開催された大会へは準備の都合で間に合わないので担当課長から説明をしてあきらめていただいた。来年度は参加したいという意思があること確認している。市内でも様々な国際交流を行っているが、どこまでどのように広めて行ったらよいかということも、今後の協議事項になると思う。

委員長：規模とかはどうなのか。

教育長：具体的なものは全くないが、何かからの交流ができれば、全域で行ってもいいし、学校を絞って行ってもいいと考えている。

- 教育総務課長：次回の定例会での山武市教育行政における協議・検討事項のテーマについて確認(テーマは地域いじめ防止対策と学力状況調査の結果公表)。

7. 閉会 午後5時06分